

第一種フロン類引取等業者認定手続案内

～省令 49 条認定業者～

1 趣旨等

(1) 趣旨

業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されているフロン類は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の規定により、機器の廃棄時、整備時には、第一種フロン類充填回収業者へ引き渡さなければなりません。そして、第一種フロン類充填回収業者は、再生業者又は破壊業者に引き渡さなければなりません。フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号で、知事が認める者への引渡しが例外的に認められています。

埼玉県では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則で、施行規則第 49 条第 1 号の規定による知事が認める者として、「第一種フロン類引取等業者」を認定しています。

(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務)

法第 46 条 第一種フロン類充填回収業者は、第 39 条第 1 項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において第 37 条第 1 項ただし書の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したもの以外のものがあるとき、又は第 39 条第 5 項若しくは第 44 条第 1 項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第 50 条第 1 項ただし書の規定により自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外)

施行規則第 49 条 法第 46 条第 1 項 の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合

イ フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たって第 50 条の基準に従ってフロン類を運搬することが確実であること。

ロ フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から 5 年間保存することが確実であること。

(1) フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量

(2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

(3) フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

(4) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

ハ 第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係るロの規定による記録の閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じることが確実であること。

ニ 毎年度終了後 45 日以内に、次に掲げる事項について都道府県知事に報告することが確実であること。

(1) 前年度において引き取ったフロン類の種類ごとの量

(2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類の種類ごとの量

(3) 前年度において第一種フロン類再生業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

(4) 前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の種類ごとの量

- (5) 前年度の年度末に保管していたフロン類の種類ごとの量
- 二 法 50 条第 1 項 の規定に基づき第一種フロン類再生業の許可を申請しようとする者（以下この号、第 51 条第 1 項第 7 号及び第 52 条第 1 項第 9 号において「申請者」という。）に対して、当該申請に必要な限度において、第一種フロン類充填回収業者がフロン類を再生の実験のために引き渡し、かつ、当該フロン類が申請者から当該第一種フロン類充填回収業者に返却される場合

(2) 申請方法

- ① 認定申請等については、原則として持参による受付としています。
- ② 申請の受付
埼玉県環境部大気環境課規制・化学物質担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1（第 3 庁舎 3 階）
電話番号：048-830-3058
- ③ 複数の事業所で第一種フロン類引取等業を行う事業者は、事業所ごとに申請してください。

(3) 認定の有効期間

認定の有効期間は、5 年です。

2 認定の申請（新規及び更新）

第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）申請書の提出

次の申請書及び添付書類を作成し、提出してください。

種類	内容
申請書	第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）申請書（様式第2号）
添付書類1	業務計画書
	施行規則第49条第1号に掲げる要件を満たすための体制の説明
	引取りから引渡しまでの業務の説明及び概要のフロー図
	フロン類の種類ごとに引渡し先の所在地、名称、破壊及び再生の別
添付書類2	申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）
	ア 申請者が法人の場合 →会社法人等番号を記載した書類（参考様式：巻末参照） ※登記事項証明書は省略できることとなりました。
	イ 申請者が個人の場合→住民票の写し
添付書類3	第一種フロン類充填回収業者登録通知書
添付書類4	フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のいずれかの写し
	イ 自ら所有しない場合→借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のいずれかの写し
添付書類5	フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類6	冷媒の分析機器の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のいずれかの写し
	イ 自ら所有しない場合→借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のいずれかの写し
添付書類7	冷媒の分析機器の種類及び能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類8	フロン類の回収容器の保管場所を示す書類 →事業所敷地内における保管場所及び寸法等を示したもの 保管場所が十分な広さであることの （高圧ガス保安法に係る貯蔵の技術上の基準に従うこと）
添付書類9	フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有することを証する書類 →業務に係る者の資格等に関する報告書
添付書類10	第一種フロン類再生業又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であることを証する書類 →契約書、引取等証明書記入例等の写し 引取りから引渡しの実施状況記録簿の記入例等

添付書類 11	高圧ガス保安法の許可又は届出を行っていることを証する書類
	ア 許可の場合→許可を受けていることを証する書類の写し
	イ 届出の場合→高圧ガス製造届出書の写し
添付書類 12	誓約書 (申請者等が高圧ガス保安法の処分を受けていないことを証明する書面)
添付書類 13	当該事業地の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→登記事項証明書
	イ 自ら所有しない場合→登記事項証明書並びに土地及び建物の賃貸借契約書の写し

※ 提出部数は、正本 1 通、副本 1 通（申請者控え）です。

※ 住民票の写しは原本の提出です。

【第一種フロン類引取等業者の認定の基準】

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号の規定による認定は、施行細則第 8 条 1 項に規定されている基準を全て満たす必要があります。

- 1 第一種フロン類充填回収業者の登録を受けていること。
- 2 省令第 49 条第 1 号に掲げる要件を満たすための体制が整備されていること。
- 3 第一種フロン類引取等業を行うのに必要な施設、設備及び機器を有していること。
 - (1) フロン類回収設備
 - (2) フロン類回収容器
 - (3) 冷媒の分析機器
 - (4) フロン類の移充填のための高圧ガス設備
- 4 認定を受けようとする事業所ごとに、フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者がいること。
 なお、十分な知見を有する者とは、次に掲げる資格等を有する者をいう。
 - (1) 冷媒フロン類取扱技術者
 - (2) 冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
 - (3) 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
 - (4) 冷凍空気調和機器施工技能士
 - (5) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事業所の保安管理者
 - (6) フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
 - (7) 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
 - (8) 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））
 - (9) 自動車電気装置整備士（平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）
- 5 高圧ガス保安法（平成 26 年法律第 204 号）第 5 条第 1 項の許可を受けていること、又は同条第 2 項の規定による届出を行っていること。

（認定の基準等）

第八条 知事は、申請者が次に掲げる基準に適合していないと認めるとき又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、前条第一項の認定を拒否するものとする。

- 一 法第二十七条第一項の規定により第一種フロン類充填回収業者として知事の登録を受けていること。
- 二 省令第四十九条第一号に掲げる要件を満たすための体制が整備されていること。
- 三 第一種フロン類引取等業を行うのに必要な施設、設備及び機器を有していること。

- 四 事業所にフロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が配置されていること。
- 五 高圧ガス保安法第五条第一項の許可を受けていること又は同条第二項の規定による届出を行っていること。

3 認定の更新

第一種フロン類引取等業者が、認定を受けてから5年を経過した後も引き続き第一種フロン類引取等業を行おうとする場合には、その更新を受けなければなりません。

- 認定の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
- 認定の更新の申請は、原則として有効期間の満了する日の2か月前から申請することができます。
- 更新の申請書や必要な添付書類については、新規認定申請の場合と同様です。
- 更新後の有効期間は、従前の有効期間に引き続き5年間です。

4 認定事項の変更届出

認定事項（申請書又は添付書の内容。フロン類回収設備の能力及び台数を除く。）に次の変更が生じた場合は、変更後30日以内に手続きが必要です。

第一種フロン類引取等業者変更届出書の提出

次の申請書及び添付書類を作成し、提出してください。添付書類は変更の内容に該当するもののみを提出してください。

種類	内容
申請書	第一種フロン類引取等業者認定（認定の更新）申請書（様式第2号）
添付書類1	業務計画書
	施行規則第49条第1号に掲げる要件を満たすための体制の説明
	引取りから引渡しまでの業務の説明及び概要のフロー図
	フロン類の種類ごとに引渡し先の所在地、名称、破壊及び再生の別
添付書類2	申請者を確認できる書類（いずれか該当するものを提出）
	ア 申請者が法人の場合 →会社法人等番号を記載した書類（参考様式：巻末参照） ※登記事項証明書は省略できることとなりました。
	イ 申請者が個人の場合→住民票の写し
添付書類3	第一種フロン類充填回収業者登録通知書
添付書類4	フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のいずれかの写し
	イ 自ら所有しない場合→借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のいずれかの写し
添付書類5	フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

添付書類 6	冷媒の分析機器の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→購入契約書、納品書、領収書、販売証明書 のいずれかの写し
	イ 自ら所有しない場合→借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等 のいずれかの写し
添付書類 7	冷媒の分析機器の種類及び能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し
添付書類 8	フロン類の回収容器の保管場所を示す書類 →事業所敷地内における保管場所及び寸法等を示したもの 保管場所が十分な広さであることの (高圧ガス保安法に係る貯蔵の技術上の基準に従うこと)
添付書類 9	フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有するこ とを証する書類 →業務に係る者の資格等に関する報告書
添付書類 10	第一種フロン類再生業又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者である ことを証する書類 →契約書、引取等証明書記入例等の写し 引取りから引渡しの実施状況記録簿の記入例等
添付書類 11	高圧ガス保安法の許可又は届出を行っていることを証する書類
	ア 許可の場合→許可を受けていることを証する書類の写し
	イ 届出の場合→高圧ガス製造届出書の写し
添付書類 12	誓約書 (申請者等が高圧ガス保安法の処分を受けていないことを証明する書面)
添付書類 13	当該事業地の所有権を有することなどを示す書類
	ア 自ら所有している場合→登記事項証明書
	イ 自ら所有しない場合→登記事項証明書並びに土地及び建物の賃貸 借契約書の写し

※ 提出部数は、正本1通、副本1通（申請者控え）です。

※ 住民票の写しは原本の提出です。

5 廃業等の届出

認定業者が下記の事項に該当した場合は、その日から30日以内に手続きが必要です。

- 個人の事業主が死亡した場合：届出者→相続人
- 法人が合併により消滅した場合：届出者→代表する役員であった者
- 法人が破産により解散した場合：届出者→破産管財人
- 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：届出者→精算人
- 第一種フロン類引取等業を廃止した場合
：届出者→第一種フロン類引取等業者であった個人又は第一種フロン類引取等業者であった法人を代表する役員

第一種フロン類引取等業廃業等届出書の提出

次の申請書を作成し、提出してください。

種類	内容
届出書	第一種フロン類引取等業廃業等届出書（様式第6号）

- ※ 提出部数は、正本1通、副本1通（申請者控え）です。
- ※ 添付書類は必要ありません。
- ※ 事由の生じた日の属する年度の業務の実施状況（引取量等報告書）についても併せて報告してください。（フロン類の引取量及び引渡 lượng等に関する報告書により提出してください。）
- ※ 個人の事業主が死亡した場合、その相続人が第一種フロン類引取等業を継続して行おうとする場合には、新たに認定を受ける必要があります。

6 認定の取消し

知事は、第一種フロン類引取等業者が次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消します。

- 不正の手段により認定を受けたとき。
- 施行細則第8条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 第一種フロン類引取等業者の引渡義務に違反したとき。
- 省令49条第1号に掲げる要件を満たさなかったとき。

7 認定後に行う事務等

(1) 引取等証明書の交付

フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、次に掲げる事項を記載し、第一種フロン類充填回収業者に引取等証明書を交付しなければなりません。

- ・引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ・フロン類の引取りを終了した年月日
- ・引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号
- ・フロン類を引き渡した第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- ・引き渡したフロン類の種類ごとの量及び引渡しの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号
- ・引取り及び引渡しを行った第一種フロン類引取等業者の氏名又は名称、住所及び認定番号
- ・引取等証明書の交付年月日
- ・フロン類の引渡しを終了した年月日

(2) フロン類の引取等の状況の記録

フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、次に掲げる事項について記録を作成し、当該記録をその作成の日から5年間保存しなければなりません。

- ・フロン類を引き取った年月日及び引き取ったフロン類の種類ごとの量
- ・フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ・フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量
- ・フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類ごとの量

(3) 引取量及び引渡量の都道府県知事への報告

第一種フロン類引取等業者は、フロン類の種類ごとに、毎年度、第一種フロン類充填回収業者からの引取量、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡 lượng等を都道府県知事に報告しなければなりません。

4月1日から翌年3月31日までの引取引渡 lượngについては、様式第8号のフロン類の引取量及び引渡 lượng等に関する報告書により、年度終了後、45日以内に大気環境課へ郵送にて提出してください。

なお、引取り等の実績がない場合でも必ず報告してください。

報告事項（フロン類の種類ごと）

- ・第一種フロン類充填回収業者から引き取った量
- ・年度当初に保管していた量
- ・第一種フロン類再生業者に引き渡した量
- ・フロン類破壊業者に引き渡した量
- ・年度末に保管していた量

(4) 第一種フロン類引取等業の廃業時等の措置

第一種フロン類引取等業者が廃業等をする場合は、廃業等の届出と併せて、その属する年度の引取量及び引渡 lượng等を、都道府県知事に報告しなければなりません。

第一種フロン類引取等業者が、認定を取り消された場合においても同様です。

(参考書類)

会社法人等番号

申請者が法人であり、登記事項証明書の添付を省略する場合にのみ添付してください。
各マスに左詰めで1つずつ数字を記入してください。

会社法人等番号または法人番号											

備考 会社法人等番号とは、商業登記法に基づき、登記事項証明書に記録される12桁の番号です。
法人番号とは、番号法に基づき、国税庁長官が指定する13桁の番号です。

第一種フロン類引取等業認定申請手続案内
～省令４９条認定業者～
（令和８年７月版）

埼玉県環境部大気環境課（規制・化学物質担当）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
電話 048-830-3058 ／ FAX 048-830-4772



埼玉県マスコット さいたまっち